

一般社団法人 日本自動車工業会
Japan Automobile Manufacturers Association, Inc.
〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館
<http://www.jama.or.jp>

一般社団法人 日本自動車車体工業会
Japan Auto-Body Industries Association, Inc.
〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館
<http://www.jabia.or.jp>

公益財団法人自動車リサイクル促進センター
Japan Automobile Recycling Promotion Center
〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館
<https://www.jarc.or.jp>

架装物判別ガイドラインに関するお問合せ先
自動車リサイクルコンタクトセンター
TEL : 050-3786-7755

受付時間
平日 / 9:00 ~ 18:00 (土日祝日・年末年始等を除く)

自動車リサイクル法
(使用済自動車の再資源化等に関する法律)

架装物 判別ガイドライン



自動車リサイクルシステム

一般社団法人 日本自動車工業会
一般社団法人 日本自動車車体工業会
公益財団法人 自動車リサイクル促進センター
経済産業省 環境省



C001D

2019.04 C001D



本誌は大豆インクで印刷しています 本冊子には再生紙を使用しています

	ページ
はじめに	1
第1章 架装物の判別について	
1. 自動車リサイクル法における架装物判別の必要性	2
2. 架装物の種類	2
3. 架装物の判別方法	5
第2章 具体的架装物の例	
1. 自動車リサイクル法の対象外となる架装物	8
2. 自動車リサイクル法の対象となる架装物	13
3. 架装物区分表	18
第3章 キャブ付きシャシと架装物の区切りについて	
1. 区切りの目安	28
2. 区切りの具体例	29
3. 車体形状ごとの事例	30
第4章 粗破碎状態での架装物の判別	
1. シュレッダーダスト料金に処理に必要な費用が含まれていないと想定される事例	36
2. シュレッダーダスト料金に処理に必要な費用が含まれていると想定される事例	37

注 本資料内で使用されているパソコン画面・帳票や用語および実務手順については一部変更される場合があります。

はじめに

自動車リサイクル法では、大型特殊自動車や二輪車等を除き、原則としてすべての自動車が法の対象となりますが、冷蔵・冷凍車のパンボデーやタンクローリーのタンク等多くの架装物部分が法の対象外とされています。

自動車リサイクル法の対象外となる架装物部分の処理費用については、法にもとづき自動車所有者から預託されるシュレッダーダスト料金に含まれておりません。また、法の対象となる架装物であっても、その処理に必要な費用がシュレッダーダスト料金に含まれていないものもあり、さらに別途積載物・搭載装置等がある場合、この処理に必要な費用がシュレッダーダスト料金に含まれていない場合もあります。

このため、自動車リサイクル法上の登録・許可業者として、架装物を搭載した使用済自動車の引取り・処理を行うにあたっては、

架装物が法の対象となるか否か
法の対象であっても架装物およびその積載物・搭載装置等の処理に必要な費用がシュレッダーダスト料金に含まれているか

の上記 を判別することが必要となります。

多種多様である架装物について を判別するために、(社)日本自動車工業会および(社)日本自動車車体工業会が連携し、架装物の写真や架装物区分表(国土交通省区分・車体工業会区分、架装物名称50音順)を掲載した架装物判別ガイドラインを作成いたしましたのでご活用ください。

また、架装物のさらなる適正処理のため、解体マニュアルの作成、材料表示、適正処理ネットワークの整備、解体容易設計の推進等についても(社)日本自動車工業会および(社)日本自動車車体工業会が自主取組みを進めています。

関係事業者の方々が本ガイドラインを参考にいただくことで、架装物に関わる取引が円滑かつ適正に行われることを期待するものです。

第1章 架装物の判別について

1. 自動車リサイクル法における架装物判別の必要性

- ・自動車リサイクル法においては、自動車が使用済となった際に取り外して再度使用することが多い架装物を、法の対象外としています。法の対象外となる架装物の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。
(その詳細については下記「(1)自動車リサイクル法の対象外となる架装物」をご覧ください。)
- ・したがって、各事業者はまずそれぞれの架装物について自動車リサイクル法の対象なのか、対象外なのかの判別が必要となります。
- ・また、自動車リサイクル法の対象となる架装物であっても、その処理に必要な費用のすべてがシュレッダーダスト料金に含まれていないケースもありますので、注意が必要となります。

2. 架装物の種類

(1) 自動車リサイクル法の対象外となる架装物

- ・シュレッダー業者で処理されることが少なく、載替えや別用途での利用等により再利用されることが多い架装物については、自動車リサイクル法の対象外とされています。
- ・これらの法対象外架装物をキャブ付シャシ部分と一緒に解体する場合、架装物部分に関して自動車リサイクル法上の登録・許可業者としての引取義務はなく、また、その処理に必要な費用についてもシュレッダーダスト料金に含まれていませんので、そのことを考慮して前工程や後工程の事業者との取引を行ってください。

保冷貨物自動車の冷蔵用装置その他のバン型の積載装置

例)



冷凍車



ドライバン



ドライバン(テールゲートリフター付)



側面開放車

コンクリートミキサーその他のタンク型の積載装置

例)



コンクリートミキサー



塵芥車



粉粒体運搬車



タンクローリ

土砂等の運搬用自動車の荷台その他の囲いを有する積載装置

例)



平ボデー



平ボデー(クレーン付)



ダンプ



車両運搬車

トラッククレーンその他の特殊の用途にのみ用いられる自動車に装備される特別な装置 (人または物を運送するために用いられるものを除く)

例)



消防車



脱着装置付コンテナ専用車



トラッククレーン



高所作業車

(2) 自動車リサイクル法の対象となる架装物

- ・自動車リサイクル法の対象となる架装物から発生するシュレッダーダストの処理に必要な費用は、基本的にシュレッダーダスト料金に含まれていますが、以下のケースについては処理に必要な費用がシュレッダーダスト料金に含まれていませんので注意が必要です。

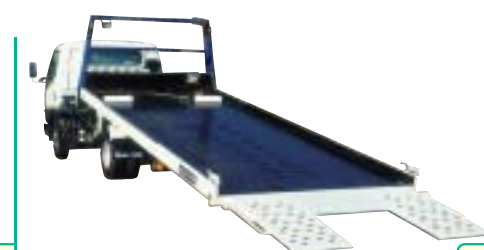
囲いのない荷台架装物

- ・産業機械・重機運搬車等の囲いのない荷台架装物の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。したがって、これらの荷台架装物はこれまでの慣習どおり、原則としてシュレッダー業者には引き渡さないようにしてください。

例)



産業機械運搬車



車両運搬車(荷台スライド式)

一体型架装物およびその積載物・搭載装置等

- ・運転室と一体となっている架装物(床・壁・天井・中仕切り)は分離できないためシュレッダー業者で処理されることから、これらから発生するシュレッダーダストの処理に必要な費用は、基本的にシュレッダーダスト料金に含まれています。

例)



- ・ただし、積載物・搭載装置等(レントゲン車のレントゲン装置等)がシュレッダーダストとなった後の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていませんので、そのことを考慮して前工程や後工程の事業者との取引を行ってください。

例)



留意事項

架装物に積載された装置・荷物等

- ・荷台・車室への固定の有無にかかわらず、積載物や荷物は架装物ではありませんので、その処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金には含まれていません。

運転席と架装物が一体である、いわゆるバス型自動車について

- ・乗車装置や床・壁・天井・中仕切りのみが自動車リサイクル法の対象となります。したがって、それ以外の積載物・搭載装置等(レントゲン車のレントゲン装置、救急車の担架等)の処理に必要な費用は、基本的にシュレッダーダスト料金に含まれていません。

法の対象外となる装置について

- ・法の対象外となる架装物をキャブ付シャシから分離する際に、架装物と一体で外れる装置も法対象外架装物とみなされるため、その処理に必要な費用は、原則としてシュレッダーダスト料金に含まれていません。

3. 架装物の判別方法

(1) 現物の目視による確認

- ・本ガイドラインの「第2章 具体的架装物の例」で多くの架装物の写真および架装物区分表(国土交通省区分、車体工業会区分、架装物名称50音順)を掲載していますので、それらを参考にして架装物の種類を目視で確認してください。



(2) 車検証記載情報による確認

- ・車検証記載の「車体の形状」をキーに、法の対象となる架装物と法の対象外となる架装物の区別や、架装物部分の処理に必要な費用がシュレッダーダスト料金に含まれているか否かについて、本ガイドラインの「第2章 具体的架装物の例」を参考にして確認してください。



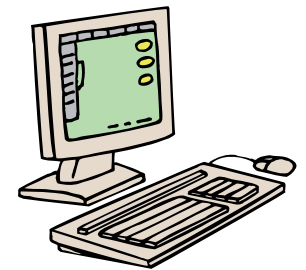
(3) 電子マニフェストシステムの画面またはリサイクル券を利用した確認

- ・電子マニフェストシステムの車台詳細情報画面では架装物区分として下表の内容の「01」から「04」の番号および記述が表示されています。

(6ページ「車台詳細情報画面」①をご覧ください)

また、架装物区分については、リサイクル券の事務処理番号の下2桁目の数字(1~4)でも確認できます。

(7ページ「リサイクル券」②をご覧ください)



架装物区分

01: 架装物はリサイクル料金に含まれる	➡	リサイクル(シュレッダーダスト)料金にASRとしての処理費用が含まれている車台(改造等により架装物が付加された場合の分も含む)	乗用車 観光バス 等
02: 架装物の一部はリサイクル料金に含まれる (ガイドラインで確認が必要)	➡	リサイクル(シュレッダーダスト)料金にASRとしての処理費用が含まれている一体型の架装物(床・壁・天井・中仕切り)とリサイクル(シュレッダーダスト)料金にASRとしての処理費用が含まれていない積載物が混在した車台 引取り・引渡し時にその旨ご注意ください	レントゲン車 (レントゲン装置は積載物)等
03: 架装物はリサイクル料金に含まれない	➡	架装物が再利用されたり破砕処理(シュレッディング)されないためリサイクル(シュレッダーダスト)料金にASRとしての処理費用が含まれていない車台 引取り・引渡し時にその旨ご注意ください	保冷貨物自動車 産業機械運搬車 等
04: 架装物がリサイクル料金に含まれているかどうか不明 (ガイドラインで確認が必要)	➡	リサイクル(シュレッダーダスト)料金にASRとしての処理費用が含まれている架装物かどうか不明であり、確認が必要な車台 本ガイドラインで確認を行い、対応してください	2004年12月31日 までに販売された 車台すべて

ASR = Automobile Shredder Residue
自動車由来のシュレッダーダスト

車台詳細情報画面

車台詳細情報 (JPRS0300)

前画面に戻る

ログアウト

画面印刷

ヘルプ

1. 車台情報

◆車台基本情報		◆メーカー等提供のエアバッグ類装備情報 (「※」はオプション装着の可能性がありますので、見逃しご確認ください)	
車台番号	1234567891234567891	運転席	1
型式	1234567891	助手席	1
車名	NNNNNNNNNN	サイド	※
移動報告番号	12345678912345	カーテン	※
義務者メーカー名	NNNNNNNNNN	ブリテン	2
型式指定番号	1234		
型式区分番号	8879	◆エアバッグ類 詳細情報	
◆リサイクル料金預託の有無		一括作動システムへの対応	Prのみ一括作動システム未対応
フロン類預託	有	横断式の部位	Prのみ横断式
エアバッグ類預託	有	その他1	Prがオプション装着の可能性有り
		その他2	
◆車台装備情報		◆車台実車装備情報	
フロン類車種クラス	乗用車用	フロン類装備	有
製フロンエアコン	無	フロン類種類	OFI
架装物区分	※:架装物はリサイクル料金に含まれない	エアバッグ類装備	有

前画面に戻る

注) 上記内容は変更される場合があります。

リサイクル券

見本

[A 券] 預託証明書 (リサイクル券)

《 車両欄 》

リサイクル券番号	XXXX-XXXX-XXXX
車台番号	-XXXXXXXXXX
車名	○○○○

財団法人
自動車リサイクル促進センター
2005年 1月 8日 発行
事務処理番号 : 1-1234567890<45>

《 料金欄 》

シュレッダーダスト料金	¥
エアバッグ類料金	¥
フロン類料金	*****
情報管理料金	¥
預託金額合計	¥

本券 (A 券) は車両欄記載の車台番号の車両にのみ有効です
料金欄で「*****」と表示されている項目はリサイクル料金が預託されていない装備です。
使用済自動車引渡時に装備がある場合はリサイクル料金の追加預託が必要です。

見本

[B 券] 使用済自動車引取証明書

引取日 : 年 月 日

リサイクル券番号 (移動報告番号)	XXXX-XXXX-XXXX
車台番号	-XXXXXXXXXX
車名	○○○○
預託金額	¥ (消費税込み)

本券 (B 券) は使用済自動車の再資源化等に関する法律第 9 条の規定により、使用済自動車を引取った際に同法第 8 0 条の規定に基づき当該使用済自動車の引取りを求めた者に交付する書面となります。

< 引渡者 >
氏名・名称

< 引取業者 >
登録番号
氏名・名称 印
事業所名称
所在地
TEL.

見本

[C 券] 資金管理料金受領証

リサイクル券番号	XXXX-XXXX-XXXX
車台番号	-XXXXXXXXXX
車名	○○○○

受領金額
¥ (消費税込み)

財団法人
自動車リサイクル促進センター
2005年 1月 8日 発行
事務処理番号 : 1-1234567890<45>

見本

[D 券] 料金通知書兼発行者控

リサイクル券番号	XXXX-XXXX-XXXX
車台番号	-XXXXXXXXXX
車名	○○○○

財団法人
自動車リサイクル促進センター
2005年 1月 8日 発行

支払金額合計	¥
シュレッダーダスト料金	¥
エアバッグ類料金	¥
フロン類料金	*****
情報管理料金	¥
資金管理料金	¥

注) 上記内容は変更される場合があります。

第2章 具体的架装物の例

1. 自動車リサイクル法の対象外となる架装物

- ・シュレッダー業者で処理されることが少なく、載替えや別用途での利用等により、再利用されることが多い架装物については、自動車リサイクル法の対象外とされています。
- ・これらの法対象外架装物をキャブ付シャシ部分と一緒に解体する場合、架装物部分に関しては自動車リサイクル法上の登録・許可業者としての引取義務はなく、また、その処理に必要な費用についても、シュレッダーダスト料金に含まれていませんので、そのことを考慮して前工程や後工程の事業者との取引を行ってください。

(1) 保冷貨物自動車の冷蔵用装置その他のバン型の積載装置

冷凍車



バンボデーの処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。
冷凍装置に使用されているフロン類は、フロン回収破壊法（第一種特定製品）に基づく対応が必要です。

ドライバン



バンボデーの処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

ドライバン（テールゲートリフター付き）



バンボデーおよびテールゲートリフターの処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

側面開放車



バンボデーの処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

冷凍車（側面開放）



バンボデーの処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。
冷凍装置に使用されているフロン類は、フロン回収破壊法（第一種特定製品）に基づく対応が必要です。

その他の車種

冷蔵車（側面開放）

冷蔵車

オープンバン

(2) コンクリートミキサーその他のタンク型の積載装置

コンクリートミキサー



ドラム、ポンプ等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

塵芥車



ボデー、油圧装置等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

タンクローリ



タンク、ポンプ等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

粉粒体運搬車（パラセメント類運搬車）



タンク、コンプレッサー等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

粉粒体運搬車（飼料運搬車）



タンク、ポンプ等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

清掃車（汚泥吸引車）



タンク、ポンプ等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

(3) 土砂等の運搬用自動車の荷台その他の囲いを有する積載装置

清掃車（高圧洗浄車）



タンク、ポンプ、洗浄装置等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

道路作業車（湿塩散布車）



タンク、散布装置、標識等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

平ボデー



ボデーの処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

平ボデー（クレーン付）



ボデーおよびクレーンの処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

活魚運搬車



タンク、酸素供給装置等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

路面清掃車



積載装置、路面清掃に使われる吸引機器、ブラシ等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

ダンプ



ボデー、油圧装置等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

車両運搬車



ボデー、油圧装置等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

消防車（タンク）



タンク、ポンプ等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

その他の車種

散水車

アスファルト運搬車

給水車

消毒車

糞尿車

タンク車（高圧ガス）

チップ運搬車



ボデーの処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

その他の車種

家畜運搬車

側面開放車（幌製）

コンテナ兼用車

荷台昇降車

リフト車

(4) トラッククレーンその他の特殊の用途にのみ用いられる自動車に装備される特別な装置

高所作業車



ベース、ブーム、バスケット、油圧装置等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

消防車



搭載装置、消防ポンプ、その他消防機器等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

脱着装置付コンテナ専用車



脱着装置等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。
コンテナは架装物に含まれていません。

トラッククレーン



クレーン装置等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

コンクリートポンプ車



ポンプ、ブーム等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

その他の車種

- 空港用作業車
- 穴掘建柱車
- レッカー車
- ボイラー車
- ウィンチ車
- 梯子車

2. 自動車リサイクル法の対象となる架装物

- ・自動車リサイクル法の対象となる架装物から発生するシュレッダーダストの処理に必要な費用は、基本的にシュレッダーダスト料金に含まれていますが、以下のケースについては処理に必要な費用がシュレッダーダスト料金に含まれていないので注意が必要です。

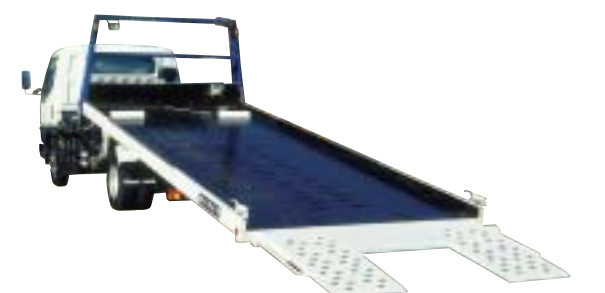
(1) 囲いのない荷台架装物

- ・産業機械・重機運搬車等の囲いのない荷台架装物の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。したがって、これらの荷台架装物はこれまでの慣習どおり、原則としてシュレッダー業者には引き渡さないようにしてください。

産業機械運搬車



車両運搬車(荷台スライド式)



キャブオーバ(ポンベ運搬車)



原木運搬車



コンテナ専用車



(2) 一体型架装物およびその積載物・搭載装置等

- ・運転室と一体となっている架装物(床・壁・天井・中仕切り)は分離できないためシュレッダー業者で処理されることから、これらから発生するシュレッダーダストの処理に必要な費用は、基本的にシュレッダーダスト料金に含まれています。
- ・ただし、積載物・搭載装置等(レントゲン車のレントゲン装置等)がシュレッダーダストとなった後の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていませんので、そのことを考慮して前工程や後工程の事業者との取引を行ってください。

レントゲン車



内装



レントゲン装置、エアコン、テーブルなどの処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

放送中継車



内装



アンテナ、作業灯等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

中継機器等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

救急車



内装



担架、医療機器等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

キャンピング車



内装



日除けの処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

ベッド、厨房設備、収納庫等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

馬匹運搬車



内装



保護柵、厩務用具等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

図書館車



内装



日除けの処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

書棚、書籍等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

事務室車



内装



事務機器、机・椅子、棚等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

検診車



内装



医療機器、ベッド、机、カーテン等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

現金輸送車



車いす移動車



車いすの処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

消防車(消防指揮車)



赤色回転灯、サイレン、通信機器等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

道路作業車



黄色回転灯、サイレン、通信機器等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

血液輸送車



赤色回転灯、サイレン、血液収納箱等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

その他の車種

採血車

患者輸送車

寝具乾燥車

移動販売車

食堂車

移動広告車

入浴車

霊柩車

標識車

3. 架装物区分表

- ・本表は、自動車の国土交通省区分やその車体形状の名称あるいは車体工業会区分の名称から、架装物の自動車リサイクル法における法対象・対象外の判別の目安を提供するものです。詳細については、表中の各参照ページをご覧ください。
- 1) 本一覧表を使用して判別が必要となる自動車は、自動車リサイクル法の対象となる自動車のうちキャブ付きシャシに架装物を搭載している「商用車(貨物および特種用途)」および「特種用途の乗用車」のみです。
- 2) 国土交通省区分における同一区分の中に、自動車リサイクル法の対象となる架装物と対象外となる架装物の双方が含まれる場合があります。
- 3) 「囲いのない荷台架装物」と「運転室と一体となっている架装物」はすべて自動車リサイクル法の対象です。本表に記載の自動車リサイクル法対象・対象外の表示は、過去に生産された自動車を参考として作成しておりますので、あくまでも目安としてご利用ください。
- ・架装物区分が「04」の場合は、本区分表記載の「車体の形状」を参考にして、法の対象となる架装物か否かを確認してください。
- ・最終的には、目視による現物の形状確認が必要です。

記号の説明			
架装物区分	01	➡ 架装物はリサイクル料金に含まれる	➡ 5ページ
	02	➡ 架装物の一部はリサイクル料金に含まれる	➡ 5ページ
	03	➡ 架装物はリサイクル料金に含まれない	➡ 5ページ
		➡ 架装物により架装物区分が異なる	
参照ページ	バン型	➡ 保冷貨物自動車の冷蔵用装置その他のバン型の積載装置	➡ 8ページ
	タンク型	➡ コンクリートミキサーその他のタンク型の積載装置	➡ 9・10ページ
	囲い有り	➡ 土砂等の運搬用自動車の荷台その他の囲いを有する積載装置	➡ 11ページ
	特殊用途装置	➡ トラッククレーンその他の特殊の用途にのみ用いられる自動車に装備される特別な装置	➡ 12ページ
	囲い無し	➡ 産業機械・重機運搬車等の囲いのない荷台架装物	➡ 13ページ
	運転室一体	➡ 運転室と一体となっている架装物	➡ 14～17ページ

- ・国土交通省の区分コード 522 ～ 530 については、区分コードからは、車両および架装の形状を特定できません。
- ・形状により法対象・対象外や架装物区分が異なるため8～17ページを参照の上、実車をご確認いただき判別してください。
- ・国土交通省の区分コードは、平成16年7月末時点の国土交通省情報に基づいて作成しています。

(1) 架装物区分表(国土交通省区分コード順)

車体の形状			架装物区分	参照ページ (➡ 18ページの「記号の説明」をご覧ください)	
コード	国土交通省区分	車体工業会区分		法対象外	法対象
001	箱型	架装物無し	01	架装物無し	
002	幌型	架装物無し	01	架装物無し	
003	ステーションワゴン	架装物無し	01	架装物無し	
011	ボンネット	架装物無し(乗合の場合)	01	架装物無し(乗合の場合)	
		普通荷台、平ボデー		囲い有り 特殊用途装置	運転室一体
		チップ運搬車	03	囲い有り	
		家畜運搬車	03	囲い有り	
		側面開放車(幌製)	03	囲い有り	
		コンテナ兼用車	03	囲い有り	
		車両運搬車	03	囲い有り	囲い無し
		産業機械運搬車	03		囲い無し
		原木運搬車	03		囲い無し
012	キャブオーバ	架装物無し(乗合の場合)	01	架装物無し(乗合の場合)	
		普通荷台、平ボデー	03	囲い有り 特殊用途装置	
		チップ運搬車	03	囲い有り	
		家畜運搬車	03	囲い有り	
		側面開放車(幌製)	03	囲い有り	
		コンテナ兼用車	03	囲い有り	
		車両運搬車	03	囲い有り	囲い無し
		産業機械運搬車	03		囲い無し
013	リヤーエンジン	架装物無し(乗合の場合)	01	架装物無し(乗合の場合)	
014	アンダーフロア	架装物無し(乗合の場合)	01	架装物無し(乗合の場合)	
021	バン	オープンバン	03	バン型	
		ドライバン及びウイング	03	バン型 特殊用途装置	
		馬匹運搬車		バン型	運転室一体
		ウォークスルーバン		バン型	運転室一体
		ボトル運搬車	03	バン型	
022	ダンプ	ダンプ	03	囲い有り 特殊用途装置	
023	ピックアップ		01		運転室一体
027	トラクタ		03	特殊用途装置	
029	ボンネット(トラクタ)		03	囲い有り	囲い無し
030	キャブオーバ(トラクタ)		03	囲い有り	囲い無し
031	バン(トラクタ)		03	バン型	

車体の形状			架装物区分	参照ページ (📄18ページの「記号の説明」をご覧ください)	
コード	国土交通省区分	車体工業会区分		法対象外	法対象
043	コンテナ専用車	コンテナ専用車	03		囲い無し
044	荷台昇降車	トラック車体(その他)	03	囲い有り 特殊用途装置	
150	コンテナ専用車(トラクタ)	コンテナ専用車	03		囲い無し
151	脱着装置付コンテナ専用車	脱着コンテナ車	03	特殊用途装置	
270	臓器移植用緊急輸送車	特装車車体(その他緊急用)	02		運転室一体
290	粉粒体運搬車(トラクタ)	粉粒体運搬車	03	タンク型 特殊用途装置	
500	医療防疫車	レントゲン車		バン型	運転室一体
		検診車		バン型	運転室一体
501	患者輸送車	患者輸送車	02		運転室一体
502	血液輸送車	血液輸送車	02		運転室一体
503	採血車	採血車	02		運転室一体
504	消毒車	タンクローリ(その他)	03	タンク型 特殊用途装置	
505	寝具乾燥車	寝具乾燥車		バン型	運転室一体
508	入浴車	入浴車	02		運転室一体
512	粉粒体運搬車	粉粒体運搬車	03	タンク型 特殊用途装置	
513	タンク車	タンクローリ(その他)	03	タンク型 特殊用途装置	
520	救急車	救急車・高規格救急車		バン型	運転室一体
		ドクターズカー	02		運転室一体
521	給水車	タンクローリ(散水・給水)	03	タンク型 特殊用途装置	
522	警察車	警察車		・国土交通省の区分コード 522 ~ 530 については、区分コードからは、車両および架装の形状を特定できません。 ・形状により法対象・対象外や架装物区分が異なるため8 ~ 17ページを参照の上、実車をご確認いただき判別してください。	
		警察パトロール車			
523	消防車	消防車			
524	保線作業車	特装車車体(その他緊急用)			
525	検察庁車	警察車			
526	緊急警備車	警察車			
527	防衛庁車	(用途により異なる)			
529	電波監視車	特装車車体(その他緊急用)			
530	交通事故調査用緊急車	警察車			
531	車いす移動車	車いす移動車	02		運転室一体
535	ボイラー車	特装車車体(その他)	03	バン型 特殊用途装置	
540	現金輸送車	現金輸送車		バン型	運転室一体
545	検査測定車	検査車・測定車		バン型 特殊用途装置	運転室一体
550	アスファルト運搬車	タンクローリ(その他)	03	タンク型 特殊用途装置	
551	穴掘建柱車	穴掘建柱車	03	特殊用途装置	

車体の形状			架装物区分	参照ページ (📄18ページの「記号の説明」をご覧ください)	
コード	国土交通省区分	車体工業会区分		法対象外	法対象
552	ウインチ車	特装車車体(その他)	03	特殊用途装置	
553	クレーン車	トラッククレーン(フルクレーン)	03	特殊用途装置	
554	くい打車	特装車車体(その他)	03	特殊用途装置	
555	コンクリートミキサー車	トラックミキサ	03	タンク型 特殊用途装置	
556	コンクリート作業車	コンクリートポンプ車	03	特殊用途装置	
557	コンベア車	特装車車体(その他)	03	特殊用途装置	
558	道路作業車	道路作業車		バン型 囲い有り 特殊用途装置	運転室一体
		高圧洗浄車	03	タンク型 特殊用途装置	
		散水車	03	タンク型 特殊用途装置	
		湿塩散布車	03	タンク型 特殊用途装置	
		リフト車	03	囲い有り 特殊用途装置	
		除雪車	03	囲い有り 特殊用途装置	
		標識車		バン型 囲い有り 特殊用途装置	運転室一体
559	梯子車	特装車車体(その他)	03	特殊用途装置	
560	ポンプ車	特装車車体(その他)	03	バン型 囲い有り 特殊用途装置	
561	コンプレッサー車	特装車車体(その他)	03	バン型 囲い有り 特殊用途装置	
562	農業作業車	作業・工作用車		囲い有り 特殊用途装置	運転室一体
563	クレーン用台車	特装車車体(その他)	03	特殊用途装置	
570	公共応急作業車	特種車体(その他緊急用)		バン型 囲い有り 特殊用途装置	運転室一体
580	空港作業車	空港用作業車	03	バン型 タンク型 特殊用途装置	
585	構内作業車	特種車体(その他作業・工作用)	01		
590	工作車	機械工作車	03	バン型 特殊用途装置	
592	工業作業車	ガス作業車		バン型 囲い有り 特殊用途装置	運転室一体
		水道作業車		バン型 囲い有り 特殊用途装置	運転室一体
		下水作業車		バン型 囲い有り 特殊用途装置	運転室一体
595	軌道兼用車	特装車車体(その他作業工作用)		特殊用途装置	運転室一体
596	護送車	護送車	02		運転室一体
597	図書館車	図書館車		バン型	運転室一体
598	郵便車	特種車体(その他公務用)		バン型	運転室一体
599	移動電話車	移動電話車		バン型 特殊用途装置	運転室一体
601	路上試験車	試験車		囲い有り	架装物無し
610	キャンピング車	キャンピング車		バン型	運転室一体
620	販売車	移動販売車		バン型	運転室一体
621	霊柩車	霊柩車		バン型 特殊用途装置	運転室一体

車体の形状			架装物区分	参照ページ (18ページの「記号の説明」をご覧ください)	
コード	国土交通省区分	車体工業会区分		法対象外	法対象
622	レッカー車	レッカー車	03	特殊用途装置	
623	教習車	教習車		囲い有り	架装物無し
624	写真撮影車	特種車体(その他サービス用)		バン型 特殊用途装置	運転室一体
625	事務室車	事務室車		バン型 特殊用途装置	運転室一体
629	理容・美容車	特種車体(その他サービス用)		バン型 特殊用途装置	運転室一体
630	加工車	特種車体(その他広報・宣伝・販売用)		バン型 特殊用途装置	運転室一体
631	食堂車	食堂車		バン型	運転室一体
632	冷蔵冷凍車	冷蔵車または冷凍車		バン型 特殊用途装置	運転室一体
636	冷蔵冷凍車(トラクタ)	冷蔵車または冷凍車	03	バン型 特殊用途装置	
637	活魚運搬車	活魚運搬車	03	タンク型 特殊用途装置	
638	保温車	温蔵車		バン型 特殊用途装置	運転室一体
640	散水車	タンクローリ(散水・給水)	03	タンク型 特殊用途装置	
641	塵芥車	塵芥車	03	タンク型 特殊用途装置	
642	清掃車	清掃車	03	タンク型 特殊用途装置	
		路面清掃車	03	タンク型 特殊用途装置	
643	糞尿車	衛生車	03	タンク型 特殊用途装置	
650	広報車	移動広告車		バン型 特殊用途装置	運転室一体
651	放送宣伝車	広報宣伝車		バン型 特殊用途装置	運転室一体
660	電気作業車	通信作業車	03	バン型 特殊用途装置	
661	電源車	電源車	03	特殊用途装置	
663	照明車	照明車	03	特殊用途装置	
670	架線修理車	外線工事車	03	特殊用途装置	
671	高所作業車	高所作業車	03	特殊用途装置	
673	放送中継車	中継車(衛星、通信、テレビ、ラジオ)		バン型	運転室一体
698	トラクタ(特種用途)	その他		形状により法対象内外や架装物区分が異なります	
900 ~ 912 916 ~ 918	タンク車(危険物)	タンクローリ(石油類・毒劇物)	03	タンク型 特殊用途装置	
950 ~ 957	タンク車(高圧ガス)	高圧ガスタンクローリ	03	タンク型 特殊用途装置	
998	その他	その他		形状により法対象内外や架装物区分が異なります	
999	その他	その他		形状により法対象内外や架装物区分が異なります	
上記架装物に組合せて使用される装置		荷役省力装置(キャブバッククレーン・テールゲートリフタ)	03	特殊用途装置	

(2)架装物区分表(車体の形状50音順)

	車体の形状	架装物区分	参照 ページ ( 18ページの「記号の説明」をご覧ください)	
			法対象外	法対象
ア 行	アスファルト運搬車	03	タンク型 特殊用途装置	
	穴掘建柱車	03	特殊用途装置	
	アンダーフロア	01	架装物無し(乗合の場合)	
	移動広告車		バン型 特殊用途装置	運転室一体
	移動電話車		バン型 特殊用途装置	運転室一体
	移動販売車		バン型	運転室一体
	医療防疫車		バン型	運転室一体
	ウイング	03	バン型 特殊用途装置	
	ウィンチ車	03	特殊用途装置	
	ウォークスルーバン		バン型	運転室一体
	衛生車	03	タンク型 特殊用途装置	
	衛星中継車		バン型	運転室一体
	オープンバン	03	バン型	
	温蔵車		バン型 特殊用途装置	運転室一体
カ 行	外線工事車	03	特殊用途装置	
	加工車		バン型 特殊用途装置	運転室一体
	ガス作業車		バン型 囲い有り 特殊用途装置	運転室一体
	架線修理車	03	特殊用途装置	
	家畜運搬車	03	囲い有り	
	活魚運搬車	03	タンク型 特殊用途装置	
	患者輸送車	02		運転室一体
	機械工作車	03	バン型 特殊用途装置	
	軌道兼用車		特殊用途装置	運転室一体
	キャブオーバ		形状により法対象内外や架装物区分が異なります	
	キャブオーバ(トラクタ)	03	囲い有り	囲い無し
	キャブバッククレーン	03	特殊用途装置	
	キャンピング車		バン型	運転室一体
	救急車		バン型	運転室一体
	給水車	03	タンク型 特殊用途装置	
	教習車		囲い有り	架装物無し
	緊急警備車		形状により法対象内外や架装物区分が異なります	
	くい打車	03	特殊用途装置	
	空港作業車	03	バン型 タンク型 特殊用途装置	
	空港用作業車	03	バン型 タンク型 特殊用途装置	

第2章

バン型

タンク型

囲い有り

特殊用途装置

囲い無し

運転室一体

車体の形状	架装物区分	参照ページ (18ページの「記号の説明」をご覧ください)	
		法対象外	法対象
車いす移動車	02		運転室一体
クレーン車	03	特殊用途装置	
クレーン用台車	03	特殊用途装置	
警察車		形状により法対象内外や架装物区分が異なります	
警察パトロール車		形状により法対象内外や架装物区分が異なります	
下水作業車		バン型 囲い有り 特殊用途装置	運転室一体
血液輸送車	02		運転室一体
現金輸送車		バン型	運転室一体
検査車		バン型 特殊用途装置	運転室一体
検査測定車		バン型 特殊用途装置	運転室一体
検察庁車		形状により法対象内外や架装物区分が異なります	
検診車		バン型	運転室一体
原木運搬車	03		囲い無し
高圧ガスタンクローリ	03	タンク型 特殊用途装置	
高圧洗浄車	03	タンク型 特殊用途装置	
高規格救急車		バン型	運転室一体
公共応急作業車		バン型 囲い有り 特殊用途装置	運転室一体
工業作業車		バン型 囲い有り 特殊用途装置	運転室一体
工作車	03	バン型 特殊用途装置	
高所作業車	03	特殊用途装置	
交通事故調査用緊急車		形状により法対象内外や架装物区分が異なります	
構内作業車	01	架装物無し	
広報車		バン型 特殊用途装置	運転室一体
広報宣伝車		バン型 特殊用途装置	運転室一体
護送車	02		運転室一体
コンクリートポンプ車	03	特殊用途装置	
コンクリートミキサー車	03	タンク型 特殊用途装置	
コンクリート作業車	03	特殊用途装置	
コンテナ兼用車	03	囲い有り	
コンテナ専用車	03		囲い無し
コンテナ専用車(トラクタ)	03		囲い無し
コンプレッサー車	03	バン型 囲い有り 特殊用途装置	
コンベア車	03	特殊用途装置	
採血車	02		運転室一体

サ行

タ行

車体の形状	架装物区分	参照ページ (18ページの「記号の説明」をご覧ください)	
		法対象外	法対象
作業・工作用		囲い有り 特殊用途装置	運転室一体
産業機械運搬車	03		囲い無し
散水車	03	タンク型 特殊用途装置	
試験車		囲い有り	架装物無し
湿塩散布車	03	タンク型 特殊用途装置	
事務室車		バン型 特殊用途装置	運転室一体
写真撮影車		バン型 特殊用途装置	運転室一体
車両運搬車	03	囲い有り	囲い無し
消毒車	03	タンク型 特殊用途装置	
消防車		形状により法対象内外や架装物区分が異なります	
照明車	03	特殊用途装置	
食堂車		バン型	運転室一体
除雪車	03	囲い有り 特殊用途装置	
塵芥車	03	タンク型 特殊用途装置	
寝具乾燥車		バン型	運転室一体
水道作業車		バン型 囲い有り 特殊用途装置	運転室一体
ステーションワゴン	01	架装物無し	
清掃車	03	タンク型 特殊用途装置	
臓器移植用緊急輸送車	02		運転室一体
測定車		バン型 特殊用途装置	運転室一体
側面開放車(幌製)	03	囲い有り	
脱着コンテナ車	03	特殊用途装置	
脱着装置付コンテナ専用車	03	特殊用途装置	
タンク車	03	タンク型 特殊用途装置	
タンク車(危険物)	03	タンク型 特殊用途装置	
タンク車(高圧ガス)	03	タンク型 特殊用途装置	
タンクローリ(散水・給水)	03	タンク型 特殊用途装置	
タンクローリ(石油類・毒劇物)	03	タンク型 特殊用途装置	
ダンプ	03	囲い有り 特殊用途装置	
チップ運搬車	03	囲い有り	
通信作業車	03	バン型 特殊用途装置	
通信中継車		バン型	運転室一体
テールゲートリフタ	03	特殊用途装置	
テレビ中継車		バン型	運転室一体

第2章

バン型

タンク型

囲い有り

特殊用途装置

囲い無し

運転室一体

車体の形状	架装物区分	参照ページ (18ページの「記号の説明」をご覧ください)	
		法対象外	法対象
電気作業車	03	バン型 特殊用途装置	
電源車	03	特殊用途装置	
電波監視車		形状により法対象内外や架装物区分が異なります	
道路作業車		形状により法対象内外や架装物区分が異なります	
ドクターズカー	02		運転室一体
図書館車		バン型	運転室一体
ドライバン	03	バン型 特殊用途装置	
トラクタ	03	特殊用途装置	
トラッククレーン	03	特殊用途装置	
トラックミキサー	03	タンク型 特殊用途装置	
荷台昇降車	03	囲い有り 特殊用途装置	
荷役省力装置	03	特殊用途装置	
入浴車	02		運転室一体
農業作業車		囲い有り 特殊用途装置	運転室一体
箱型	01	架装物無し	
梯子車	03	特殊用途装置	
馬匹運搬車		バン型	運転室一体
バン		形状により法対象内外や架装物区分が異なります	
バン(トラクタ)	03	バン型	
販売車		バン型	運転室一体
ピックアップ	01		運転室一体
標識車		バン型 囲い有り 特殊用途装置	運転室一体
平ボデー	03	囲い有り 特殊用途装置	
普通荷台	03	囲い有り 特殊用途装置	
糞尿車	03	タンク型 特殊用途装置	
粉粒体運搬車	03	タンク型 特殊用途装置	
粉粒体運搬車(トラクタ)	03	タンク型 特殊用途装置	
ボイラー車	03	バン型 特殊用途装置	
防衛庁車		形状により法対象内外や架装物区分が異なります	
放送宣伝車		バン型 特殊用途装置	運転室一体
放送中継車		バン型	運転室一体
保温車	03	バン型 特殊用途装置	
保線作業車		形状により法対象内外や架装物区分が異なります	
ボトル運搬車	03	バン型	

車体の形状	架装物区分	参照ページ (18ページの「記号の説明」をご覧ください)	
		法対象外	法対象
幌型	01	架装物無し	
ボンネット		形状により法対象内外や架装物区分が異なります	
ボンネット(トラクタ)	03	囲い有り	囲い無し
ポンプ車	03	バン型 囲い有り 特殊用途装置	
郵便車		バン型	運転室一体
ラジオ中継車		バン型	運転室一体
リフト車	03	囲い有り 特殊用途装置	
リヤーエンジン	01	架装物無し(乗合の場合)	
理容・美容車		バン型 特殊用途装置	運転室一体
霊柩車		バン型 特殊用途装置	運転室一体
冷蔵車		バン型 特殊用途装置	運転室一体
冷蔵冷凍車		バン型 特殊用途装置	運転室一体
冷蔵冷凍車(トラクタ)	03	バン型 特殊用途装置	
冷凍車		バン型 特殊用途装置	運転室一体
レッカー車	03	特殊用途装置	
レントゲン車		バン型	運転室一体
路上試験車		囲い有り	架装物無し
路面清掃車	03	タンク型 特殊用途装置	

- ・キャブ付きシャシと架装物の分離作業を実際に行う場合、どこまでがキャブ付きシャシ部分でどこからが架装物なのかの区切りの判断は下記を目安としてください。
- ・架装物本体の解体にかかわる情報は、架装メーカーで作成した「架装物解体マニュアル」(架装メーカーのホームページ等)を参照してください。
- ・社団法人日本自動車車体工業会のホームページの「働く自動車たち」(<http://www.jabia.or.jp/member.html>)から架装メーカー各社のホームページへのリンクを活用することも可能です。

1. 区切りの目安

- ・「キャブ付きシャシ」とは、自動車としての基本的な走る・曲がる・止まるという機能を持った部分であり、具体的にはシャシフレーム(車枠)・キャブ・運転台・原動機・走行装置・制動装置・灯火器(制動灯・方向指示器他)等をいいます。
- ・「架装物」とは、仕事・作業をするための機能を持った部分であり、具体的には積載装置(パン、タンク等)、荷役装置(クレーン、リフター等)、作業用装置等をいいます。
- ・区切りについては、上記「キャブ付きシャシ」と「架装物」の範囲を目安に行います。

【区切りの事例】

1) キャブ付きシャシと判断する例

- ・リヤバンパー
(ボデーと一体となったような物は架装物)
- ・制動灯・方向指示器他
- ・タイヤキャリア

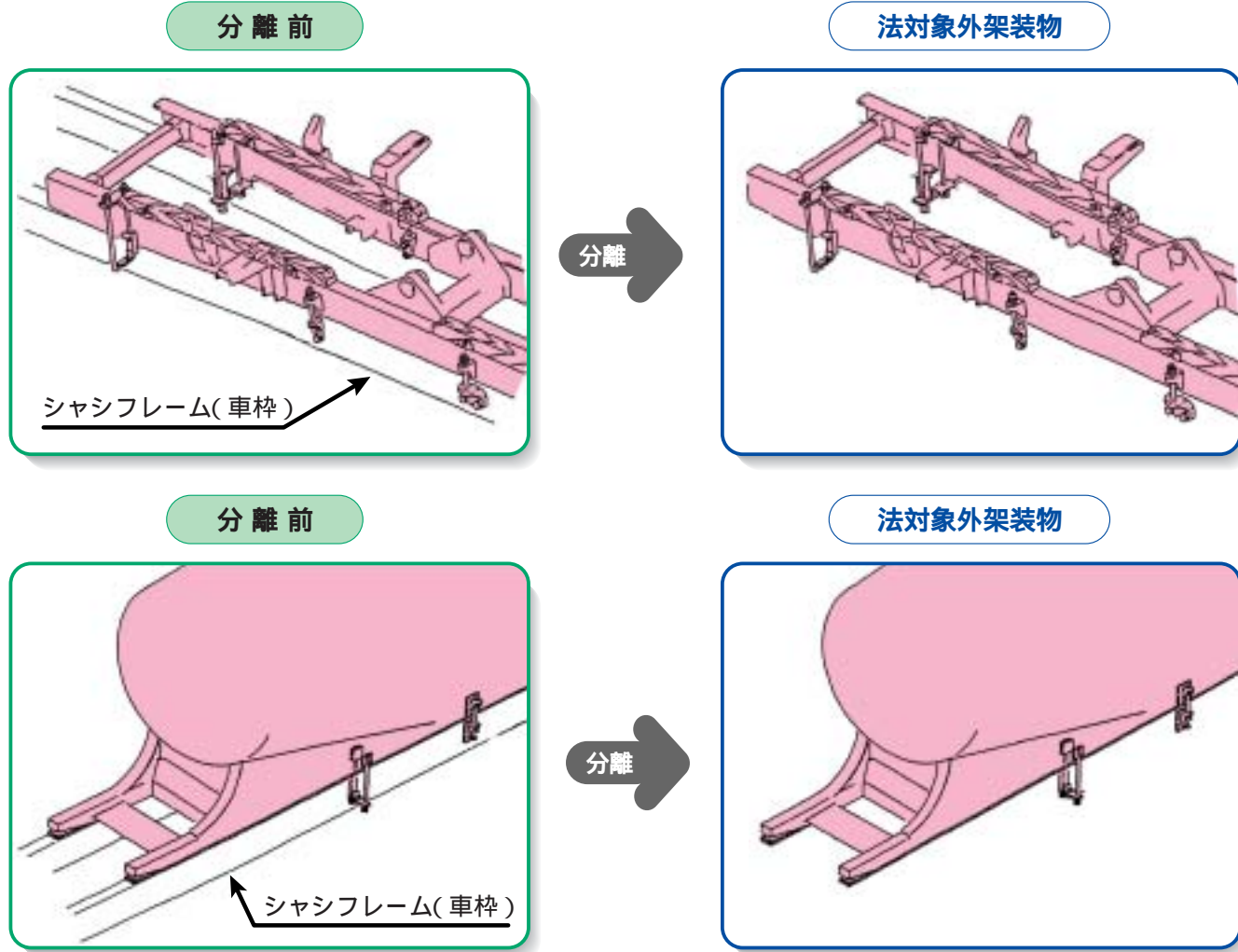
2) 架装物と判断する例

- ・サイドガード
- ・工具箱

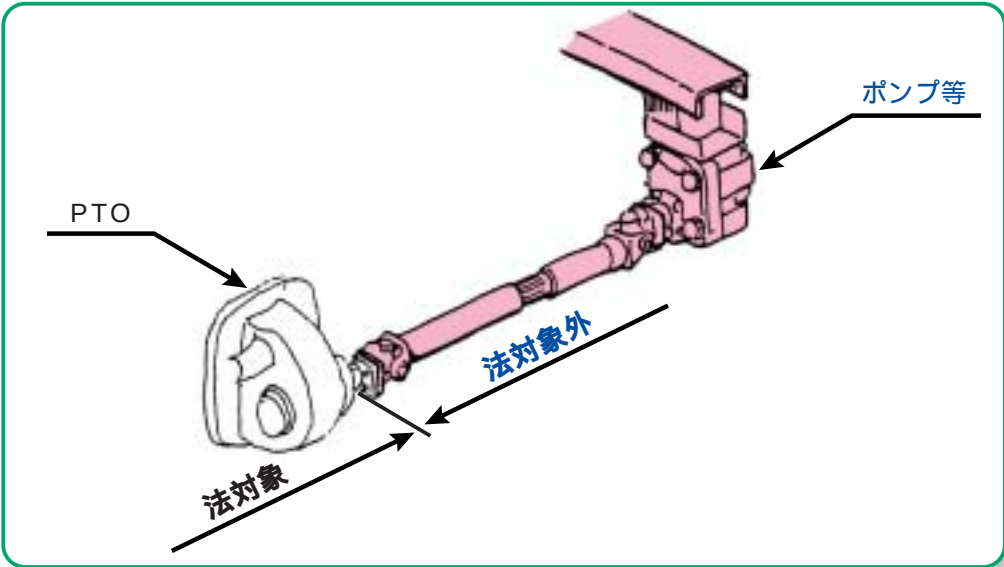


2. 区切りの具体例(色付部分は法対象外となる架装物を示す)

(1) シャシフレーム(車枠)と締結部分の区切り



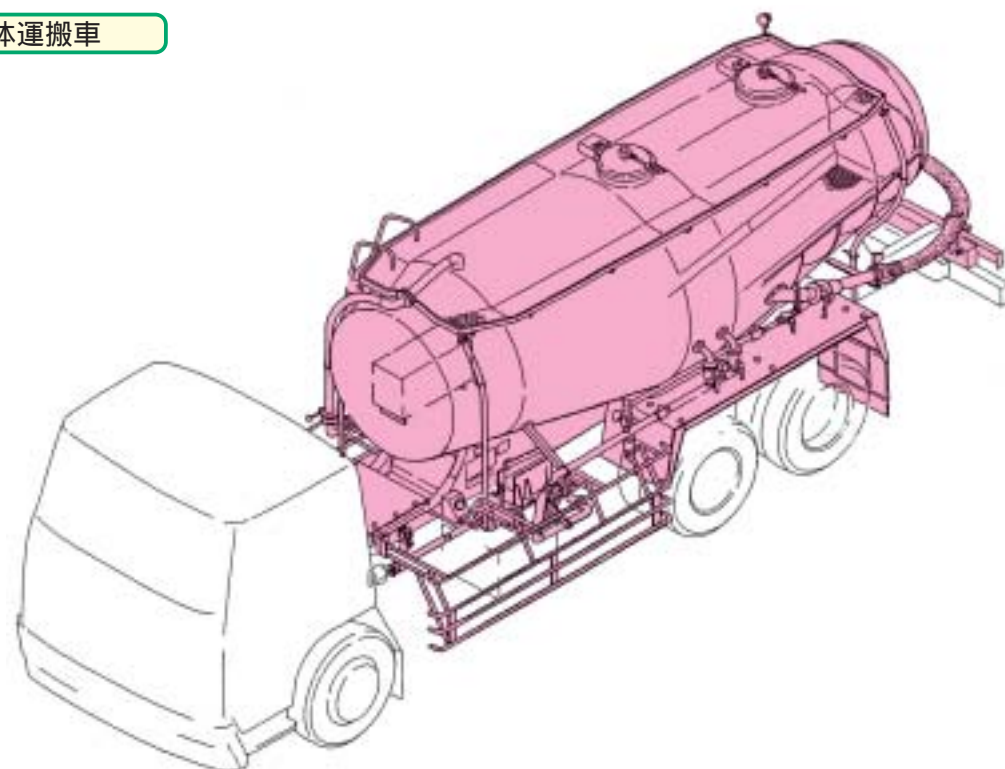
(2) 動力取出し部分の区切り



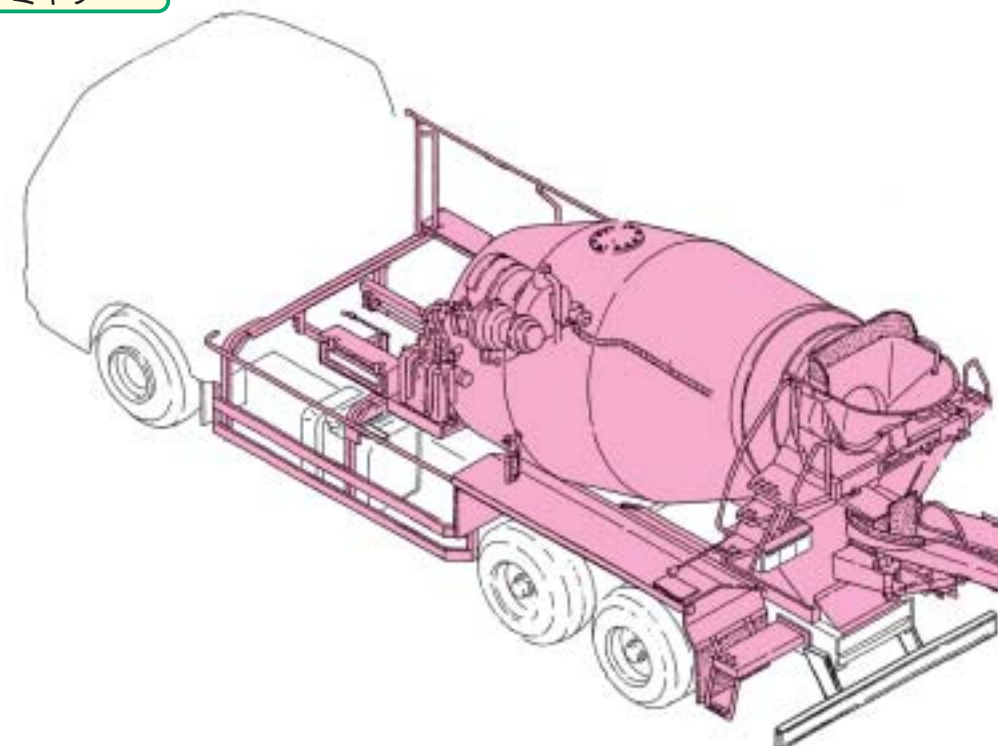
PTO(動力取出し)部

3. 車体形状ごとの事例（色付部分は法対象外となる架装物を示す）

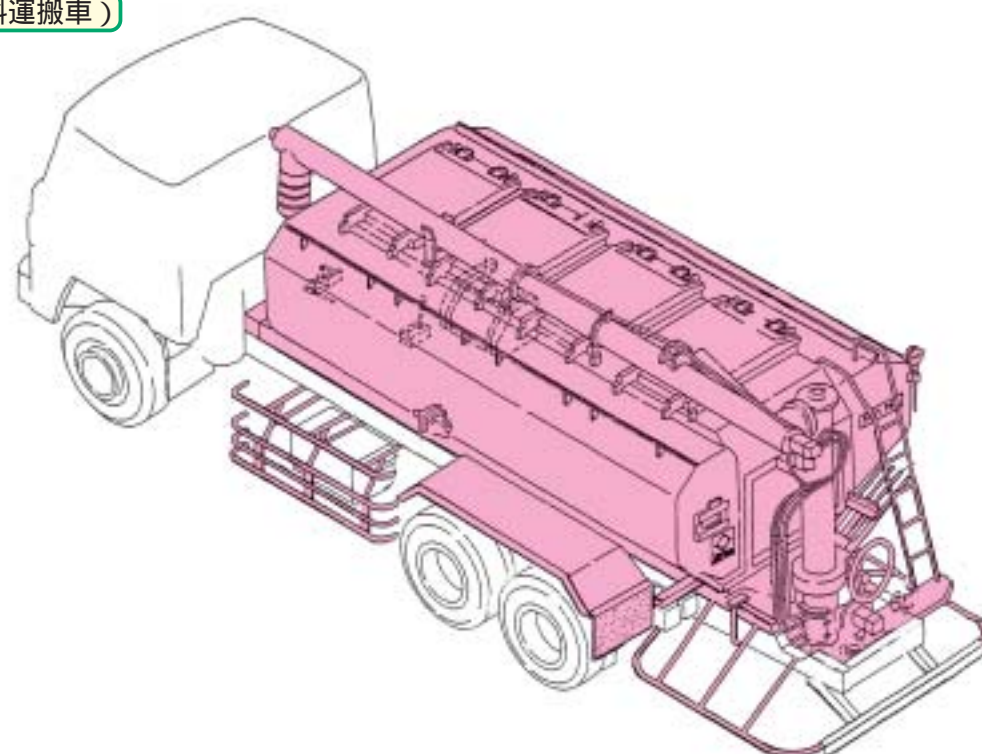
粉粒体運搬車



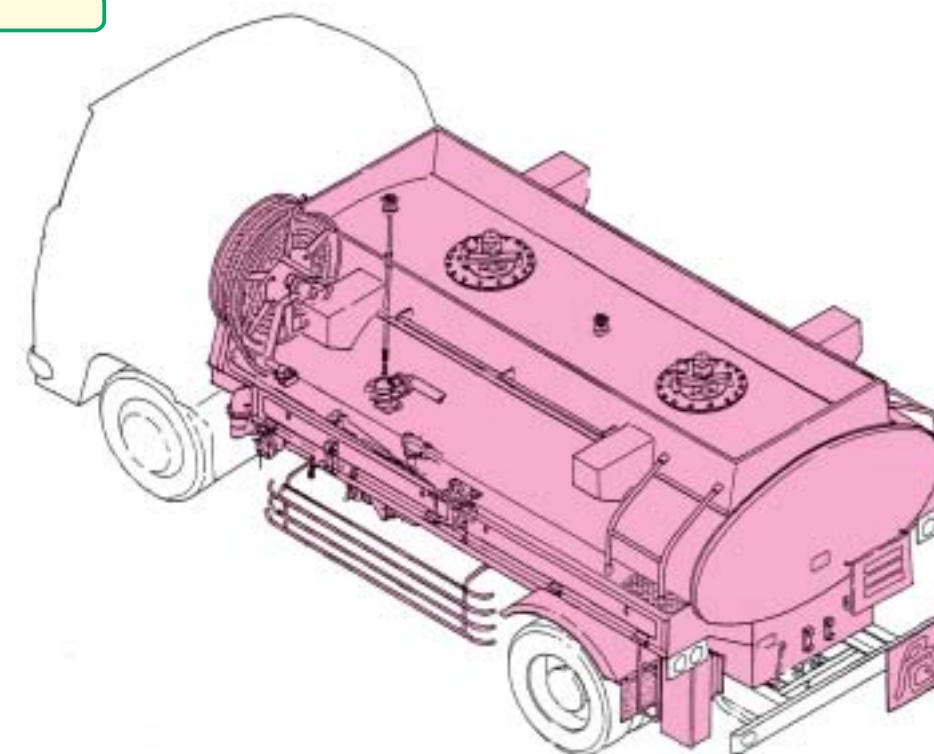
コンクリートミキサー



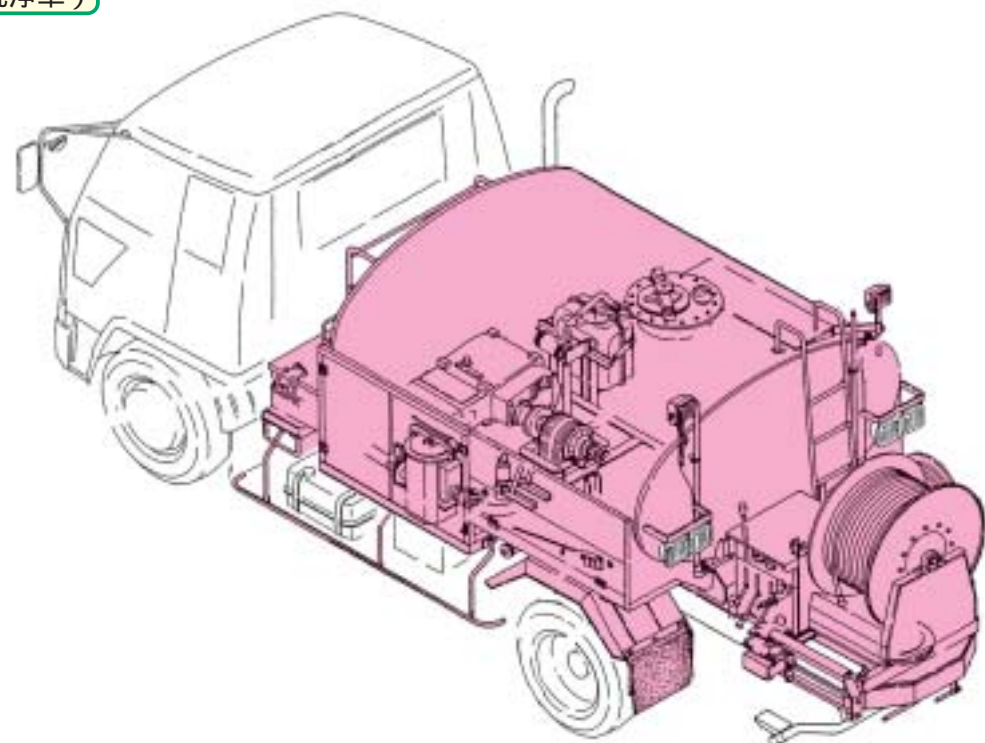
粉粒体運搬車（飼料運搬車）



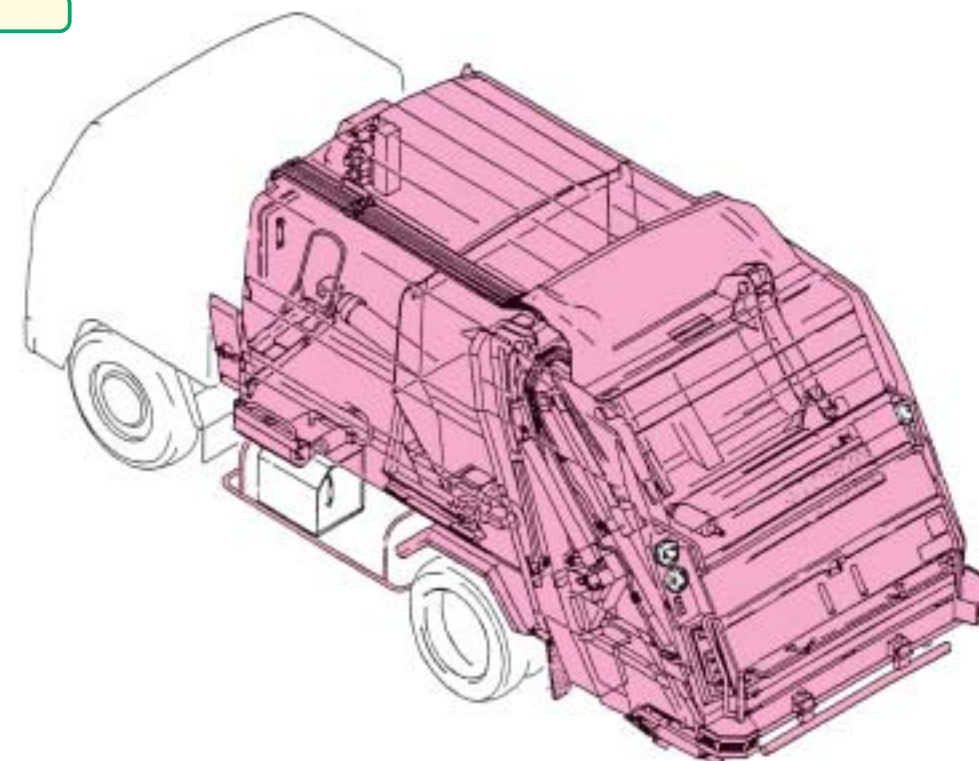
タンクローリ



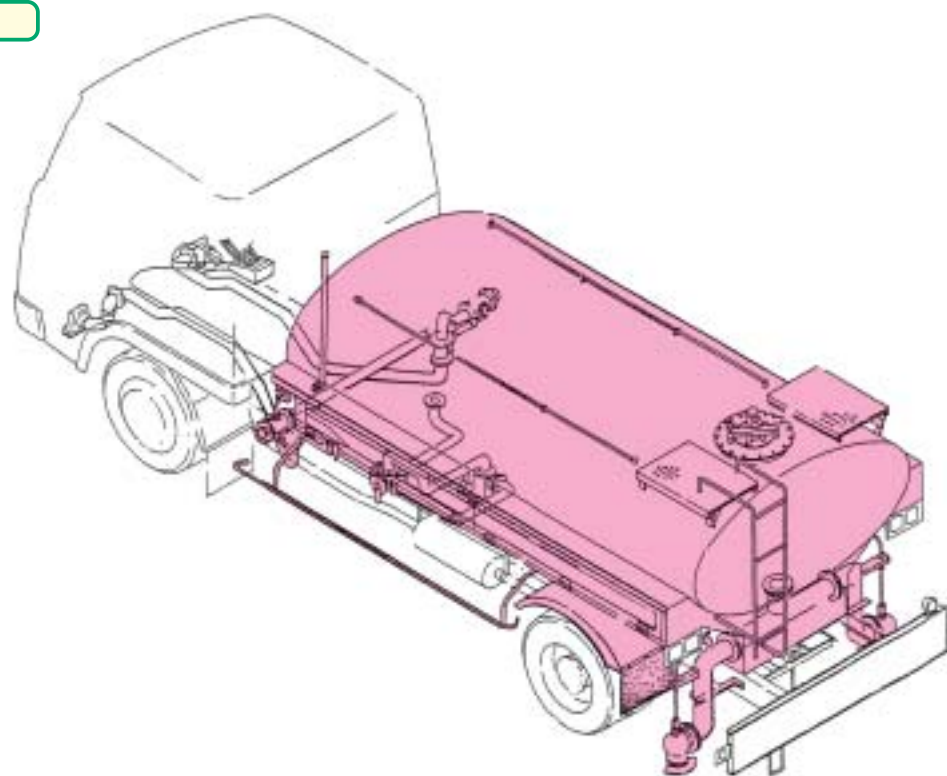
清掃車（高圧洗浄車）



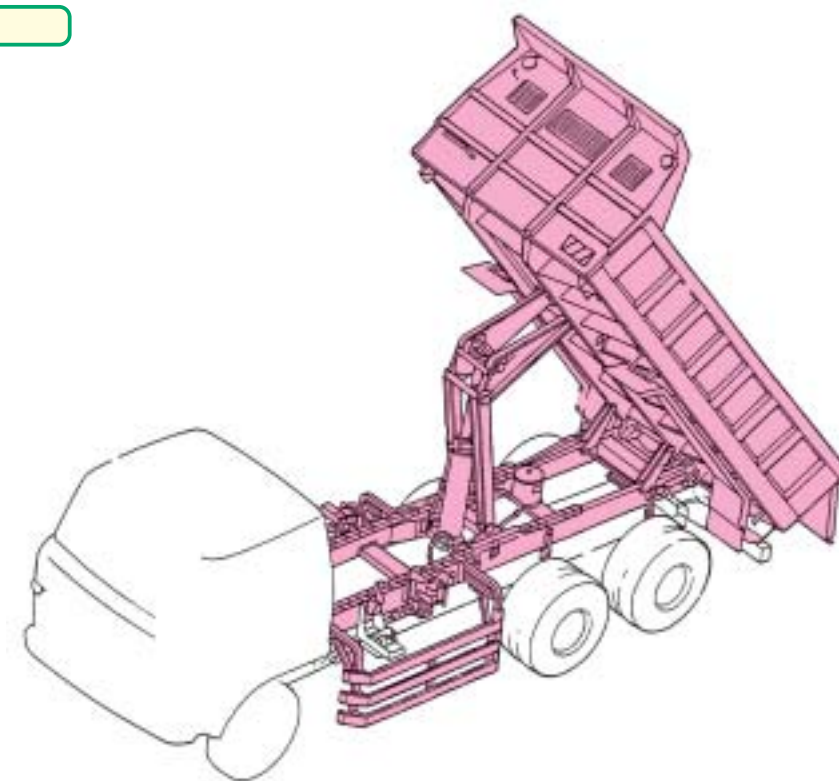
塵芥車



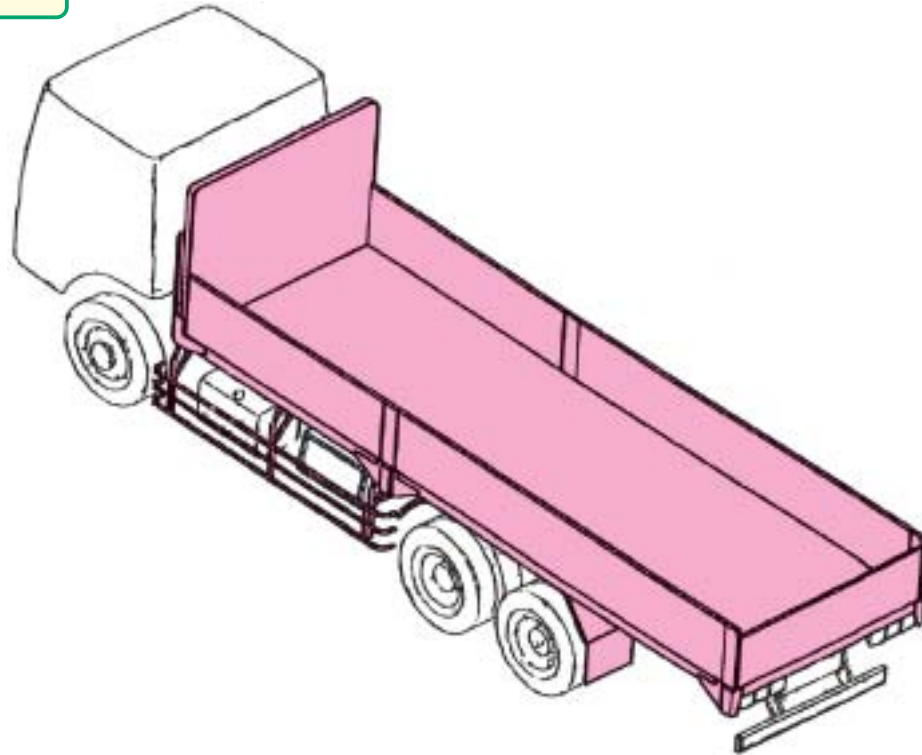
散水車



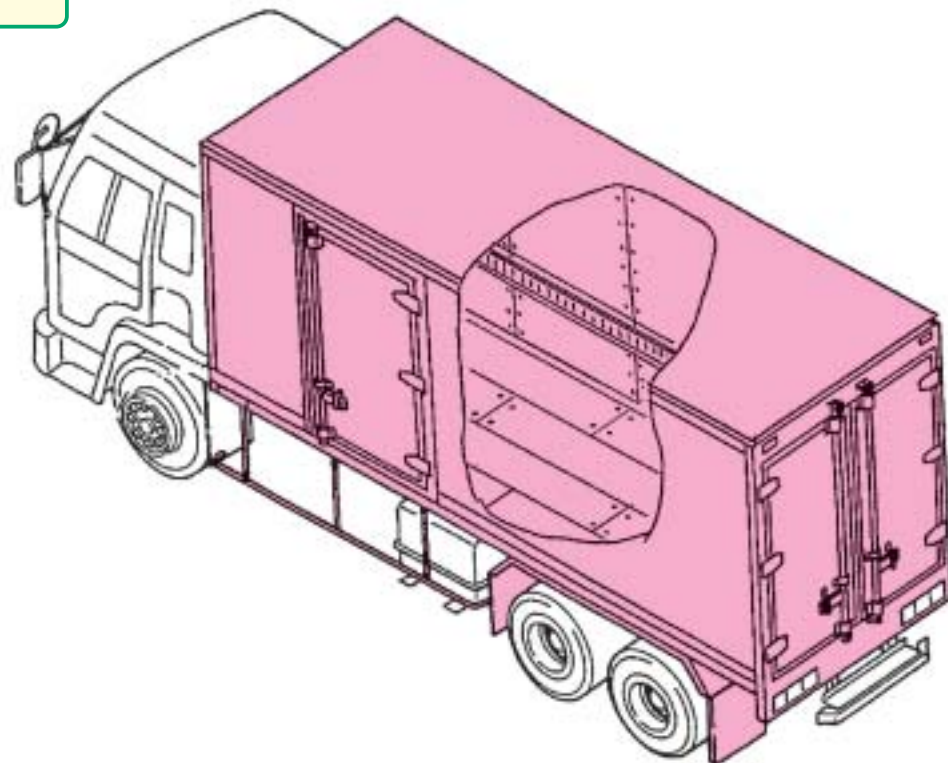
ダンプ



平ボデー



バン型車



- ・使用済自動車の処理過程では、粗破碎状態の解体自動車に木材・断熱材・FRPが含まれた状態で破砕業者に搬入されることも考えられます。
- ・そのような場合には、破砕業者はそれらの処理に必要な費用がシュレッダーダスト料金に含まれているか否かを判別する必要がありますので、以下の写真等を参考にしてください。
- ・電子マニフェストシステムの架装物区分またはリサイクル券の事務処理番号の下2桁目の数字を確認することで、より確実な判別を行うことができます。(5～7ページをご覧ください)

1 .シュレッダーダスト料金に処理に必要な費用が含まれていないと想定される事例

- ・以下の事例は、法の対象外架装物であるバン・冷凍車・平ボデーなどの架装物やそれ以外の廃棄物の混入が考えられます。

木材が多く含まれている場合は、平ボデー・産業機械運搬車・車両運搬車等の床材・あおり等荷台の木材等が混入していることが考えられます。

剥き出しのベニヤ板等が含まれている場合は、ドライバンの内壁材等の混入が考えられます。

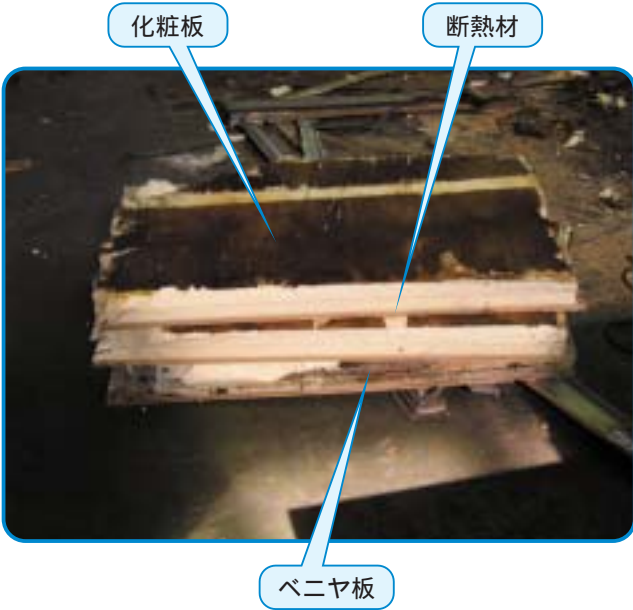
断熱材やFRPが多く含まれている場合、またそれらに木材や断熱材が付着した物が多く含まれている場合は冷凍バンの床材・壁材・天井材等の混入が考えられます。



2 .シュレッダーダスト料金に処理に必要な費用が含まれていると想定される事例

- ・以下の事例は、法の対象となる架装物であり、レントゲン車・放送中継車・馬匹運搬車等が考えられます。その床・壁・天井・中仕切り部分は自動車リサイクル法対象架装物とされており、シュレッダーダストとなった後の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれています。

化粧板が多く含まれている場合は、車体内装をきれいに仕上げる必要がある一体型架装物の可能性が高く、レントゲン車や馬匹運搬車等であると考えられます。



表皮材貼り付け合板が多く含まれている場合には、レントゲン車の他、キャンピング車・放送中継車等の架装物であると考えられます。

